最終更新日：2016年6月24日
デクセリアルズ株式会社
代表取締役社長 一ノ瀬　隆
問合せ先：総合企画部門IR部　TEL：(03) 6388-9511
証券コード：4980
http://www.dexerials.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は「“Integrity”（誠心誠意、真摯であれ）」という経営理念の元、企業活動を支えている全てのステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスの確立が極めて重要な課題であると認識しております。
この基本的な考え方に基づき、取締役会の構成として、独立社外取締役が過半数を占める体制とすることにより、経営の透明性・客観性を確保しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

（原則１－４）政策保有株式の保有方針及び当該株式に係る議決権行使基準
当社は現在、政策保有株式を保有しておりません。

（原則１－７）関連当事者取引に関する方針
当社は、取引開始にあたり、取引先に関する情報を精査しており、その過程で取引先が関連当事者に該当することが判明した場合には、必要に応じ取締役会決議を経ることとしております。

（原則３－１）実効的なコーポレート・ガバナンスの実現のための各種方針等
【経営理念及び経営戦略等】
当社が定める経営理念については、上記1「基本的な考え方」に記載のとおりであります。
また、当社は今期、目指す企業像の実現に向けて「持続的成長」ができる収益基盤を確立するステージとして、2017年3月期から2019年3月期の3ヵ年の中期経営計画「変革と成長2018」を策定いたしました。
当社は今後、持続的な成長に必要な収益基盤確立のため、特に以下の3つの戦略に注力いたします。

（1）成長戦略：経営リソースを大胆にシフトし、期待製品及び新領域での事業成長を加速いたします。
（2）競争戦略：競争優位性を維持することで主力製品における安定収益を継続して確保いたします。
（3）事業構造の最適化：成長戦略、競争戦略を支える組織体制を構築いたします。

【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】
上記1「基本的な考え方」に記載のとおりであります。

【役員報酬の決定方針】
当社の役員報酬の決定方針等については、本報告書 【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容に記載のとおりであります。

【役員候補者の指名にあたっての基本方針および手続き（補充原則４－１１－１を含む）】
当社は、取締役候補者を指名するにあたり、当社の企業理念に沿った判断力、実行力があり、人格・コミュニケーション力に優れ、リーダーシップを有すること等を基準として候補者を選定しております。また、社外取締役については、グローバル企業における経営者としての経験、技術開発に関する知見、法務・財務会計等の分野における職業的専門家としての経験、知見を有することに加え、高い独立性を有する者を社外より招聘することとしております。なお、社外取締役の選任にあたっては、取締役会全体としての知識・経験・専門領域等のバランスに配慮し候補者を決定しております。
監査役候補者の指名にあたっては、会社経営、財務会計、法務等の分野における経験、知見を有することを基準として、社内外より候補者を選定することとしております。なお、社外監査役については、上記のほか、高い独立性を有するものを社外より招聘することとしております。
当社の取締役会は、独立社外取締役が過半数を占めていることから、より中立的な立場から役員候補者が選定されるしくみとなっております。また、役員候補者の指名にあたっては、独立社外取締役の意見を反映すべく、独立社外取締役の会合を通じて事前検討を行うこととしております。

【現任役員の選任理由】
当社の現任の役員（社外役員を除く）について、それぞれの選任理由は以下のとおりであります（社外役員については本報告書 【取締役関係】会社との関係（2）及び【監査役関係】会社との関係（2）に記載のとおりであります）。

・代表取締役社長　一ノ瀬　隆
当社の前身であるソニーケミカル＆インフォメーションデバイス（株）の代表取締役社長に就任後、現在に至るまでの間、経営のトップとして当社を牽引しており、当社経営において豊富な経験及び経営に関する高い見識を有していることから代表取締役社長として選任しております。
・代表取締役　安藤　尚
当社の前身であるソニーケミカル＆インフォメーションデバイス（株）の取締役に就任後、現在に至るまでの間、当社の主力製品の開発を牽引しており、当社の製品開発及び事業運営に関し豊富な経験及び高い見識を有していることから、代表取締役として選任しております。
・取締役　永瀬　悟

金融機関における経営者としての豊富な経験や高い見識を有しており、当社の財務戦略の立案等にあたり中心的な役割を担っていただけるものと判断し、取締役（常務執行役員CFO）として選任しております。

（補充原則４－１－１）取締役会による経営陣に対する委任の範囲の概要
当社は執行役員制度を導入することにより、業務執行と監督機能を分離する体制としておりますが、これに基づき、取締役会は経営の基本方針、事業戦略等を定めた上で、それに基づく業務執行については、その権限を執行役員に委譲することにより、意思決定の迅速化及び経営責任の明確化を図っております。

（原則４－８）独立社外取締役の選任にあたっての取組方針
当社は、グローバルに事業を展開しており、多種多様なステークホルダーを有することから、より高い経営の透明性・中立性の確保が必要と考え、取締役会の構成として独立社外取締役が過半数を占める体制を採用しております。

（原則４－９）独立社外取締役の独立性の判断基準
本報告書 【独立役員関係】その他独立役員に関する事項 に記載のとおりであります。

（補充原則４－１１－２）役員の兼任状況
当社役員のうち他の上場会社の役員を兼任する者の兼任状況については、本報告書 【取締役関係】会社との関係（２） に記載のとおりであります。

（補充原則４－１１－３）取締役会全体の実効性の分析・評価の結果の概要
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかるべく、以下の内容にて2016年3月期に係る取締役会の実効性評価を実施いたしました。
・評価方法：取締役会の出席者である全ての取締役及び監査役に対しアンケートを実施し、その結果につき独立社外取締役の会合において審議・評価を行った上で、取締役会において次期（2017年3月期）のアクションプランを策定いたしました。
・評価結果の概要：当社の取締役会は適切に機能していると評価できるものの、審議の活性化をより一層図るべく、社外役員の当社の事業に対する理解を深めるための更なる取組み及び取締役会における審議内容の要点集約等を実施することが必要との判断に至りました。

（補充原則４－１４－２）役員に対するトレーニングの方針
当社は、社外役員の就任にあたり事業所見学会を開催し、それを通じて、当社の事業内容、製品、組織、経営状況等について理解を深めるための取組みを行っております。
また、上記以外の役員に対しても、その職務上必要な情報を共有すべく、適宜研修等を実施しております。

（原則５－１）株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針
当社は株主との対話の窓口となる部門としてIR部を設置しており、当該部門において株主からの電話での問い合わせへの対応や、アナリスト・機関投資家向けに個別に決算説明等を行っております。また、IR部の担当役員（総合企画部門長）を設置しており、当該役員を通じて、株主との対話において把握された意見・懸念等を取締役会に対し報告し、対応策を協議することとしております。
株主または投資家との対話にあたっては、IR部を中心として、必要に応じ経営企画、財務経理、法務部門等が連携しサポートする体制を構築しております。
なお、株主または投資家との対話に際しては、インサイダー情報を伝達することがないよう細心の注意を払うこととしており、その一環として、決算発表予定日までの6週間を「沈黙期間」として定め、その期間において決算情報に関する対話を控えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社日本政策投資銀行	5,525,900	8.77
積水化学工業株式会社	5,040,000	8.00
大日本印刷株式会社	3,125,000	4.96
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	3,087,000	4.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,732,800	4.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,136,200	3.39
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG（FE－AC）	1,809,787	2.87
CBNY－GOVERNMENT OF NORWAY	1,171,400	1.85
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04	983,271	1.56
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	973,500	1.54

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

―――

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
平野　正雄	他の会社の出身者											
藤田　浩司	弁護士											
横倉　隆	他の会社の出身者								○			
高松　和子	他の会社の出身者					△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平野　正雄	○	同氏は、早稲田大学商学学術院の教授であります。	大学教授並びに経営コンサルタントとして企業経営に関する高い見識を有しており、客観的・専門的な視点から当社の経営へ有用な助言を頂けると判断し、社外取締役として招聘しております。なお、同氏は東京証券取引所及び当社が定める独立性の判断基準として、一般株主と利益相反関係の生じるおそれがあるとされる各項目に該当していないことから、独立役員に指定しております。
藤田　浩司	○	同氏は、奥野総合法律事務所・外国法共同事業の副所長であります。 また、同氏は、当社以外の上場会社の社外役員を以下のとおり兼任しております。	弁護士として企業法務に関し高い見識を有しており、客観的・専門的な視点から当社の経営へ助言頂くことで、コーポレート・ガバナンス体制の強化に寄与頂けると判断し、社外取締役として招聘しております。

		・トレンドマイクロ株式会社　社外監査役 ・ニチレキ株式会社　社外取締役	なお、同氏は東京証券取引所及び当社が定める独立性の判断基準として、一般株主と利益相反関係の生じるおそれがあるとされる各項目に該当していないことから、独立役員に指定しております。
横倉　隆	○	同氏は、東京理科大学の理事であります。	上場企業おいて要職を歴任され、企業経営に関する高い見識を有しており、客観的・専門的な視点から当社の経営へ有用な助言を頂くことで、当社の技術開発及び事業展開の強化に寄与頂けると判断し、社外取締役として招聘しております。なお、同氏は東京証券取引所及び当社が定める独立性の判断基準として、一般株主と利益相反関係の生じるおそれがあるとされる各項目に該当していないことから、独立役員に指定しております。
高松　和子	○	同氏は、公益財団法人　21世紀職業財団の理事・事務局長であります。 また、同氏は、当社以外の上場会社の社外役員を以下のとおり兼任しております。 ・日立造船株式会社　社外取締役 なお、同氏は2012年3月まで当社の主要な取引先であるソニー株式会社に在籍しておりました。	上場企業における環境保全活動及びダイバーシティ推進活動の責任者としての経験を踏まえ、客観的・専門的な視点から当社の経営へ助言頂くことで、CSR活動及びダイバーシティ経営の推進に寄与頂けると判断し、社外取締役として招聘しております。 なお、同氏がソニー株式会社を退職後一定期間が経過していることから独立性を有していると判断し、同氏を独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部と常勤監査役間では月次で打合せを行い、監査の内容確認、意見交換を行っております。
また、内部監査で把握した内部統制に関する重要な事象に関しては、会計監査人へ情報を提供し、必要に応じ指導、助言を受ける他、四半期毎に監査役、会計監査人、内部監査部から構成される三様監査会議を開催し意見交換を行うことで連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐竹　俊哉	他の会社の出身者													
高田　敏文	学者													
佐藤　りか	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者

f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐竹　俊哉	○	―	株式会社日本政策投資銀行における投融資に関する業務及び事業会社の経営者としての経験より、客観的・専門的な視点から適正な監査を行って頂けると判断し、社外監査役として選任しております。 なお、同氏が株式会社日本政策投資銀行を退職後一定期間が経過していることから独立性を有していると判断し、同氏を独立役員に指定しております。
高田　敏文	○	同氏は、東北大学の教授（経済学部）であります。 また、同氏は、以下の学会の役員を兼任しております。 ・日本監査研究学会　理事 ・日本内部統制研究学会　理事	大学教授として会計および監査制度に関し高い見識を有しており、客観的・専門的な視点から適正な監査を行って頂けると判断し、社外監査役として招聘しております。 なお、同氏は東京証券取引所及び当社が定める独立性の判断基準として、一般株主と利益相反関係の生じるおそれがあるとされる各項目に該当していないことから、独立役員に指定しております。
佐藤　りか	○	同氏は、太田・佐藤法律事務所のパートナー弁護士であります。	弁護士として企業法務に関し高い見識を有しており、客観的・専門的な視点から適正な監査を行って頂けると判断し、社外監査役として招聘しております。 なお、同氏は東京証券取引所及び当社が定める独立性の判断基準として、一般株主と利益相反関係の生じるおそれがあるとされる各項目に該当していないことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	7 名

その他独立役員に関する事項

東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たす社外役員については、その全員を独立役員として指定し届出を行っております。
なお、当社は、以下のとおり、独立社外取締役の独立性の判断基準を策定しており、当該基準に基づき独立社外取締役候補者を選定しております。

社外取締役の独立性の判断基準

当社は、当社の社外取締役及び社外取締役候補者が、次の各項目の要件を全て満たすと判断される場合に、当該社外取締役又は当該社外取締役候補者が当社からの独立性を有しているものと判断する。

1. 現在又はその就任の前10年間において当社及び当社の子会社（以下「デクセリアルズグループ」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ）、監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）、執行役員又は使用人（以下「取締役等」という。）となったことがないこと。
2. デクセリアルズグループの取締役等の二親等以内の親族でないこと。
3. 当社の主要株主（法人等の団体の場合は、当該団体に所属する者）でないこと。（注1）
4. 当社が主要株主である団体に所属する者でないこと。（注1）
5. デクセリアルズグループの主要な取引先（法人等の場合は、当該団体に所属する者）でないこと。（注2）
6. デクセリアルズグループの主要な借入先その他の大口債権者（法人等の団体の場合は、当該団体に所属する者）でないこと。（注3）
7. デクセリアルズグループから当事業年度において1,000万円以上の寄付を受けた者（当該寄付受領者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に直近過去5年間所属していた者をいう。）でないこと。
8. デクセリアルズグループに対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービスもしくはコンサルティング業務等を提供することの対価として、当事業年度において1,000万円以上の報酬を得ている者（法人等の団体の場合は、当該団体に所属する者）でないこと。
9. 本人が取締役等として所属する企業とデクセリアルズグループとの間で、「社外役員の相互就任関係」にないこと。（注4）
10. 当社の社外取締役に就任後5年を超えないこと。

（注1）「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。

（注2）「主要な取引先」とは、デクセリアルズグループとの取引において、支払額又は受取額が、デクセリアルズグループ又は取引先の連結売上高の2%以上を占めている企業をいう。
（注3）「主要な借入先」とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。
（注4）「社外役員の相互就任関係」とは、デクセリアルズグループの取締役等が社外役員として現任している会社から社外役員を迎え入れることをいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として業績連動型株式報酬制度を導入しております。
本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、社外取締役を除く取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、役位及び業績達成度等に応じて当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度になります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

法令に従い、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、社外役員の区分別の総額を開示する予定であります。なお、有価証券報告書にて連結報酬等の総額が1億円以上となる者が存在する場合には、法令に従い個別に開示する予定であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役及び監査役の報酬は、外部調査機関による役員報酬調査データをもとに、当社と規模や業種・業態の類似する企業を対象として、報酬制度や報酬水準について当社現行制度・水準と比較検証を行い決定しております。
取締役（社外取締役を除く）の報酬は、役位や年度業績の達成度等により算定した額をもとに、社外取締役による評価を経て、取締役会の決議により決定しております。なお、社外取締役に対しては、基本報酬のみ支給することとしております。
また、監査役の報酬は、監査役の協議により決定しており、基本報酬のみ支給することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

（社外取締役）
法務部コーポレート法務課内に取締役会事務局を設置しており、取締役会の招集、会議資料の事前送付等に加え、必要に応じ審議事項の事前説明を行っております。
（社外監査役）
監査役室を設置しており、監査役を補佐するスタッフが監査役会の招集、会議資料の事前送付等に加え、必要に応じ審議事項の事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（取締役・取締役会・執行役員）
当社の取締役会は独立社外取締役4名と社内取締役3名の合計7名で構成され、独立社外取締役が過半数を占めております。取締役会は原則として毎月1回定期開催し、法定事項の決議、重要な経営方針、戦略の策定、役員候補者の選定、報酬額の決定、業務執行の監督等を行っております。独立社外取締役はいずれも経営者、専門家として豊富な経験や高い見識を持ち、独立した立場からの監督機能として役割を果たしております。
また、業務執行は、執行役員9名を選任し権限委譲を行い、迅速な意思決定と業務執行責任の明確化を可能とする体制作りを推進しております。
執行役員は社内取締役3名と従業員6名で構成されております。
（監査役・監査役会）

当社は、会社法関連法令に基づいて監査役会設置会社制を採用しております。当社の監査役会は、独立社外監査役3名で構成し、透明性を確保するとともに、当社の経営に対する監査機能を果たしております。

（執行役員会）

当社は、原則として毎月2回、執行役員9名を定例メンバーとして執行役員会を開催し、業務執行の状況と課題の検証、重要案件の事前討議等を行っています。

（内部監査及び監査役監査）

当社の監査役会は3名（すべて社外監査役）で構成されております。監査役監査は、代表取締役との意見交換、重要な会議への出席、重要書類の閲覧、重要な財産の調査、事業部門へのヒアリング、子会社調査等を行うとともに、内部監査部、会計監査人との連携をとりながら、監査の実効性、効率性を高めております。なお、監査役全員は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当社の内部監査部（6名）は、監査の効果的、効率的な実施に努め、当社及び当社グループ会社に対し内部統制システムの整備、コンプライアンス、リスク管理体制の遵守、整備状況を監査するとともに、内部監査の結果については、改善状況を定期的に確認し、その内容を代表取締役社長、監査役及び関係部署へ報告しております。

（会計監査）

会計監査につきましては、PwCあらた監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。なお、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別の利害関係はなく、また、同監査法人は、同一の業務執行社員が、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

（責任限定契約の内容）

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は法令に定める最低責任限度額としております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の構成として、一般株主と利益相反関係にない独立社外取締役を過半数とすることで経営の客観性と透明性を確保しております。なお、取締役会における議論の活性化を図るべく、独立社外取締役から構成される会合を適宜開催し、独立役員間での情報交換、認識共有を行っております。

監査役は、独立した客観的な立場から経営者に対して意見を述べることができるよう、その全員を独立社外監査役としており、経営に対する監視を強化しております。

更に、執行役員制度の導入によって、業務執行と監督機能の分離、経営の透明性の向上、経営責任の明確化、意思決定の迅速化を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前までに発送するとともに、発送前に当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使のしくみを導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英訳版を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて基本方針等を開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等が開催する会社説明会に参加しております。なお、個人投資家向け説明会資料を当社ホームページ内で開示しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末および中間期に決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	主要な機関投資家に対して、個別訪問の上説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	四半期決算開示とともに、決算説明資料等を当社ホームページ内で開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画部門IR部にて株主・投資家向けの活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はグループ内の全役員、全従業員が遵守すべきルールとして「デクセリアルズグループ行動規範」を定めており、その中で、ステークホルダーの関心に配慮し、健全な事業活動に努めると共に、企業情報を的確に発信し、説明責任を果たす旨定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「デクセリアルズグループ行動規範」において環境保全、地域との共存について定めており、それに基づき、森林保全活動や事業所所在地における清掃活動などに取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	上記「社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定」の項目に記載のとおりであります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会の決議により定められた以下の内部統制の基本方針に基づき、内部統制システムを構築しております。

1. 当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、法令遵守及び企業倫理について定めた「デクセリアルズグループ行動規範」を定め、当社及び子会社(以下、「当社グループ」という)の全社員に対し周知するとともに、必要に応じて研修等を実施することにより理解を深めるものとする。
(2)当社グループは、法令上疑義のある行為等について社員が直接情報提供を行う手段として「デクセリアルズ社内通報制度」を運用する。なお、本制度により通報を行った社員に対して、一切の不利益的取扱を行うことを禁止する。
(3)当社は、当社グループにおける法令遵守状況について、内部監査等を通じ適宜確認することにより、グループ全体としてのコンプライアンス体制の確立に努めるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会をはじめとした各種重要会議に関する資料は、法令及び社内規程に基づき適切に保存、管理を行うとともに、取締役及び監査役が、常時、これらの資料等を閲覧できる環境を整備する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社は、リスク管理に関する規程に基づきリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループにおけるリスクについて情報の把握、管理に努めるものとする。
(2)リスクが顕在化した場合は、当社が定める情報伝達ルールに従い、リスクマネジメント委員会へ報告の上、執行役員会において対応を協議する。
(3)当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、取締役会に報告する。

4. 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当社は執行役員制度を導入し、執行役員へ権限を委譲することで、迅速な意思決定が可能な体制とする。
(2)取締役会は社員が共有する全社的な目標を決議し、各事業部、部門の担当役員は、その目標達成のために、具体的目標及び権限分配等を含めた効率的な達成の方法を定める。また、上記の目標に対する進捗について、取締役会における業績報告等を通じ、定期的に検証を行う。
(3)当社は、当社グループとしての経営方針、事業戦略を策定し、子会社に対し周知する。

5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
(1)当社の子会社は、当社が策定する子会社管理に関する規程で定める内容について、適宜当社へ報告を行うものとする。
(2)当社の内部監査部門は、子会社に対する内部監査を適宜実施し、その監査結果について取締役及び監査役に対し報告を行うものとする。
(3)当社は、必要に応じ子会社に対し役員を派遣することにより、子会社における情報が適宜当社へ共有される体制を構築する。
(4)当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、当社グループ経営を適切かつ効率的に運用するため、子会社における重要事項の決定に際し、子会社との間で事前の協議を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)監査役監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するため、取締役及びその他の業務執行組織から独立した組織として監査役室を設置し、監査役の職務を補助する社員(以下「監査役スタッフ」という)を配置する。
(2)監査役スタッフは監査役の業務指示・命令に従い職務を遂行するものとする。なお、職務の遂行にあたっては、取締役及びその他の業務執行組織の指揮命令を受けないものとする
(3)監査役スタッフの任命・異動等の決定にあたっては、常勤監査役の同意を得るものとする。

7. 当社グループの取締役等及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1)当社の監査役は、取締役会その他重要会議に出席し意見を述べることができる。また、当社グループの取締役等に対し、監査上必要な経理書類、決裁申請書類等の内容について閲覧を求めることができる。
(2)当社の内部監査部門は、当社グループにおける内部監査の実施状況を監査役に報告するものとする。
(3)当社の子会社の取締役等は、適宜、当社の監査役に対し、経営状況等について報告するものとする。
(4)「デクセリアルズ社内通報制度」による通報状況及び内容、社内不祥事、法令違反事案のうち重要なものは、監査役へ報告するものとする。
(5)当社グループの取締役及び社員並びに当社子会社の監査役は、法令違反又はその可能性のある事実を発見した場合並びに当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。
なお、監査役への報告にあたっては、報告者に対して一切の不利益的取扱を行うことを禁止する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
(1)監査に係る費用については、年度予算を策定した上で、事前に監査役会の承認を得るものとする。
(2)監査役又は監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求にかかる費用が監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)常勤の取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題や監査上の重要課題について意見交換を行う。
(2)当社は、当社グループにおいて効率的な監査が行われるべく、監査役、内部監査部門、会計監査人及び子会社監査役が互いに連携可能な体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、(社)日本経済団体連合会が公表した「企業行動憲章 実行の手引き(第6版)」(2010年9月)及び「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(2007年6月 犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ)を基本理念として尊重し、2013年3月に「デクセリアルズグループ行動規範」、同年12月「反社会的勢力排除基本規程」を制定し、2014年4月には社内統制の仕組みを立ち上げると共に、コンプライアンスハンドブックの配布を行い、その内容の周知徹底を図っております。また、当社の全ての役員、従業員を対象に毎年実施しているコンプライアンス研修において、反社会的勢力との関係の遮断に関する研修を実施しております。これらの施策により、当社の全ての役員、従業員は反社会的勢力との絶縁が極めて重要なテーマであることを理解しております。
社内体制としては、コンプライアンス及びリスク管理に係る会議体としてリスクマネジメント委員会を設置し、反社会的勢力に関する業務を所管す

る部署は総務部とし、実務上の業務マニュアルとして「反社会的勢力対応マニュアル」を整備しております。
また、各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図っております。
外部組織との連携に関しては警察、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士、外部専門会社等からアドバイスを受け対応しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図（参考資料）】

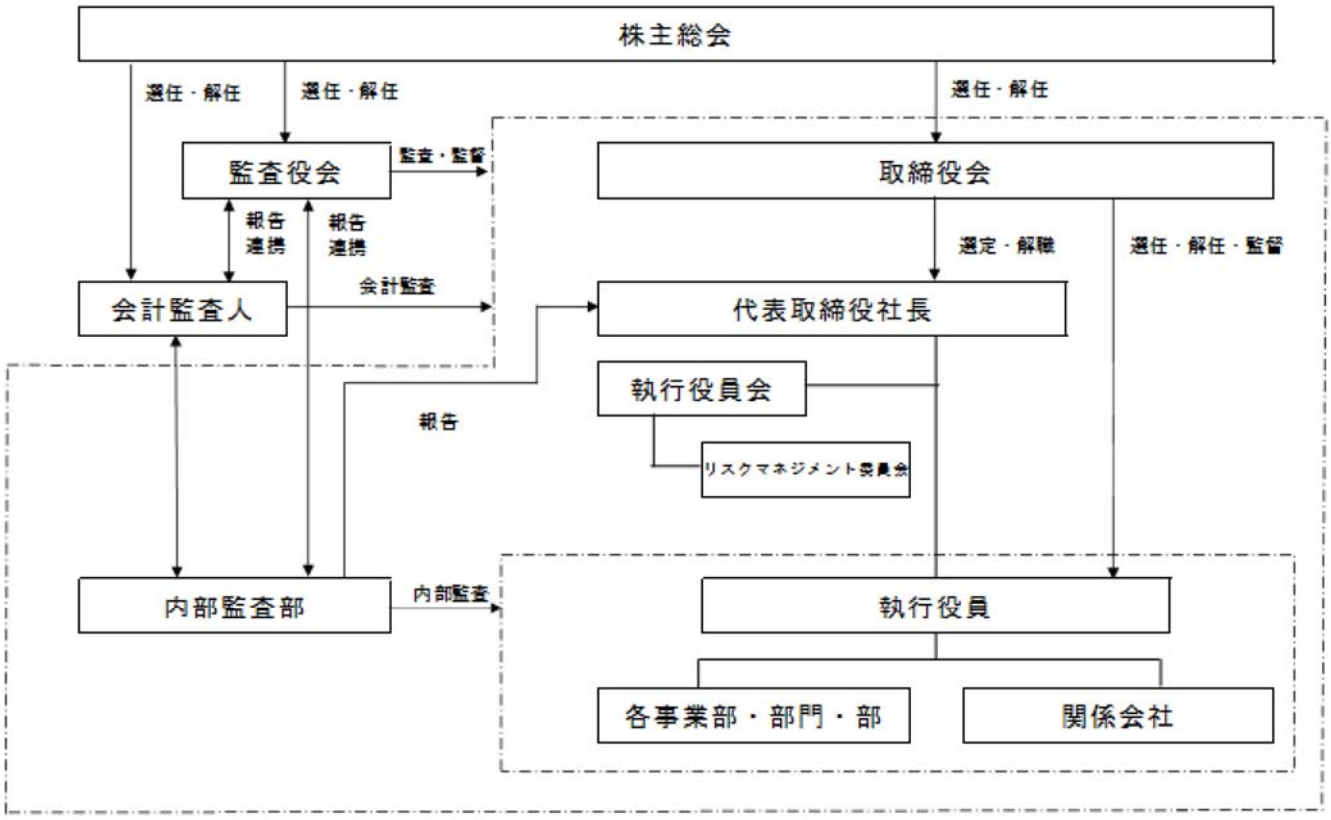

【適時開示体制の概要（模式図）】

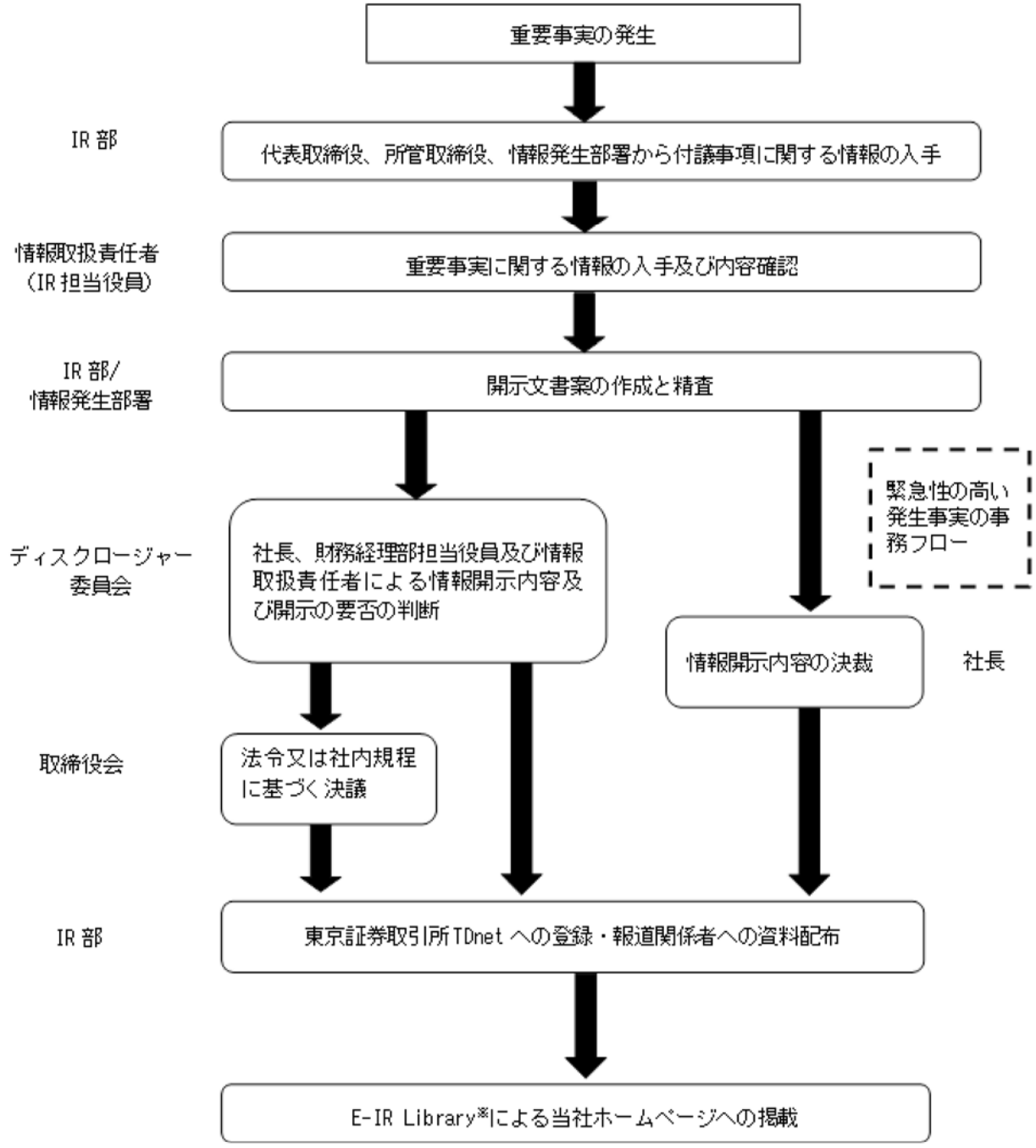

※当社では、適時開示情報の公表前にホームページで情報が閲覧可能になる状態を防止するため、適時開示情報掲載支援システム「E-IR Library」を導入しています。